

各 位

ENEOSグローブ株式会社

「災害対策基本法」に基づく指定公共機関の指定について

当社（ENEOSグローブ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：岩井清祐））は、2020年4月1日付で、「災害対策基本法」第2条第5号に基づく「指定公共機関」※に指定されました。

※「災害対策基本法」に基づく指定公共機関とは、石油、電気、ガス、輸送、通信、コンビニエンスストアその他の公益的事業を営む法人のうちから、内閣総理大臣が指定するもの。当該法人等は、「防災業務計画」の策定を始めとして、災害予防・応急・復旧等において重要な役割を果たすことが求められる。

今般の指定に伴い、災害応急対策に使用するLPガスタンクローリー等を「緊急通行車両」として事前登録し、災害発生後の混乱した状況下においても、円滑に標章（通行許可証）の交付を受けることができます。

緊急交通路に指定された道路においては、災害発生時には一般車両の通行が禁止・制限されることになるなかで、今般の指定によって被災地域のオートガススタンドや充填所等に向け、輸入基地等からの迅速なLPガスの搬送が可能となります。

当社は、平時より「防災業務計画」の策定や防災訓練の実施に努めると共に、今回の指定により、関係官公庁とも緊密に連携して、多くの方々の暮らしを支える身近なエネルギーサプライヤーとしての役割を果たして参ります。

以 上

当記事の連絡先

経営企画部 企画2グループ

TEL 03-5253-9060